

岐阜県公報

第二千七百二十二号
平成二十八年二月十二日

(金曜日)

目次

特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(環境生活政策課)	九三
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業・金融課)	九四
県営土地改良事業計画の決定	(農地整備課)	九五
基本測量の実施	(用地課)	九五
公共測量の実施	(同)	九六

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十八年一月十九日
 - 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人杉山こども基金
 - 三 代表者の氏名 野々村 保幸
 - 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市鏡島西二丁目二番三八号
 - 五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜市内及び近隣地域の母子(父子)家庭や家庭の事情により施設に入所しているこども達及び生活保護を受給されている家庭で暮らす就学が困難なこども達に対して、就学支援をすることによって今後の社会の「担い手」を育成することを目的とする。
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請
- 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人神岡・町づくりネットワーク
- 三 代表者の氏名 鈴木 進悟
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県飛騨市神岡町東雲一三二七番地二
- 五 定款に記載された目的 この法人は、市民活動や市民事業を行おうとする団体及び個人に対し、自らの団体と共に相互の情報交換や連携を図り支援すること、市民の自発的・自主的な社会活動の推進を図り、歴史や文化を基軸とした資源の活用を活かして、新しい時代への継承と、交流人口の増加を目指す、自然と共生する豊かなコミュニティづくりの形成に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年二月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年二月一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社トヨタオートモビルクリエイト

三 建物の名称及び所在地

カラフルタウン岐阜

岐阜市柳津町丸野三 三 六 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社キャメル珈琲 代表取締役 尾田 信夫

東京都世田谷区二 三 一 八 外七十四者

（変更後）株式会社キャメル珈琲 代表取締役 尾田 信夫

東京都世田谷区二 三 一 八 外六十六者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年二月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年二月二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社平和堂

三 建物の名称及び所在地

平和堂 高富店

四 変更した事項
山県市高木一四七一番地 外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (変更前) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原 平和 外二者
- (変更後) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原 平和 外一者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年二月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年二月二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社平和堂

三 建物の名称及び所在地

平和堂 高富店

山県市高木一四七一番地 外

四 変更しようとする事項

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 二九七平方メートル

(変更後) 四〇一平方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時(年間九〇日は午前九時)〜午後九時

(変更後) 午前九時〜午後九時四五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時(年間九〇日は午前八時三〇分)〜午後九時三〇分(一部、午前七時三〇分〜翌〇時三〇分)

(変更後) 午前八時三〇分〜午後十時(一部、午前七時三〇分〜翌〇時三〇分)

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前六時〜午後十時

(変更後) 午前六時〜午後十時(一部、午前六時〜午前八時)

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名 (旧溜池)	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
中津川1期地区	中津川市役所	平成二八・二九・三〇・三一年から三一年まで

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十八年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（基本重力測量）

三 作業期間

平成二十八年二月十五日から

同 年同月二十七日まで

四 作業地域

岐阜市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により瑞浪市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

瑞浪市

二 作業種類

公共測量（瑞浪市道路台帳修正業務）

三 作業期間

平成二十八年二月一日から

同 年同月二十九日まで

四 作業地域

瑞浪市土岐町

平成二十八年二月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社